

### 移動支援事業の対象要件の緩和について

#### 1 通学等に係る外出についての対象要件の緩和

小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第62号）の一部を改正し、対象から除外している通学、通所、通園等に係る外出について、「継続的もしくは長期にわたる」という条件を設け、一時的なものや短期間のものについては利用できるようにするとともに、通学に係る外出について、保護者がやむを得ない事情により外出の支援ができない場合は、給付の対象とできることとした。

##### 【改正後の条文】

###### (移動支援)

第19条 移動支援費の給付の対象となる移動支援とは、次に掲げる事項を目的とし、1日の範囲で用務を終えることができる外出の支援とする。ただし、通学、通所、通園等に係る継続的もしくは長期にわたる外出又は通勤、営業活動等の経済活動に係る外出その他市長が適当でないと認めた場合は、対象としない。

- (1) 社会生活上必要な外出（代読、代筆を含む。）
- (2) 余暇活動及び社会参加

2 前項ただし書の規定にかかわらず、通学に係る外出について、前条の対象者の保護者が急病、けがその他やむを得ない事情により一時的に通学に係る外出の支援ができない場合であって、市長が必要と認めるときは、移動支援費の給付の対象とすることができる。

#### 2 事業の開始場所及び終了場所についての緩和

小金井市移動支援事業実施要綱（平成22年4月1日制定）の一部を改正し、本事業の目的を達成するためにやむを得ない場合には、本人の居住している住居以外の場所を開始場所又は終了場所にできることとした。

##### 【改正後の条文】

###### (事業の開始場所等)

第3条 事業の開始場所及び終了場所（以下「開始場所等」という。）は、本人の居住している住居とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 申請者からの申出により対象者の家庭状況、介護者のけが、入院等により介助が不可能である場合
- (2) 規則第19条第1項各号に掲げる目的を達成するため、やむを得ず外出先を開始場所等とする場合